

子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書

飯山市では、現在福祉医療費給付制度の対象年齢が中学3年生まで拡大されており、子育て世代の負担が軽減され大変喜ばれている。しかし、長野県の福祉医療制度では、医療費の自己負担分を一旦窓口で支払い、約3か月後に口座に振り込まれる償還払い方式で、その際1レセプトあたり500円の受給者負担金が差し引かれる自動給付方式をとっている。

長野県においては「子育て支援戦略」を策定し子育て支援の取り組みを強めているが、子育て世帯、ひとり親家庭、障がい者やその家族は、経済的な心配をしないで安心して医療が受けられるように福祉医療給付制度の窓口無料化を願っている。

多くの都道府県では、患者自己負担分を窓口で支払わなくてもよい現物給付制度が実施されている。

よって、長野県におかれても、子どもと障がい者等の切実な願いを受け止め、福祉医療給付制度の窓口無料化の実現を強く求める。

同時に窓口無料を実施している自治体に課せられる国民健康保険国庫補助金の削減（ペナルティー）を廃止するよう国に要請することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

長野県知事 阿部 守一 あて
長野県議会議長 向山 公人

飯山市議会議長 佐藤 正夫